

# 大分県消化器内視鏡技師会会則

- 第1条（名 称） 本会は大分県内視鏡技師会と称する。
- 第2条（目 的） 本会は消化器内視鏡技師（以下内視鏡技師）の技術の向上を図り、研究発表、知識の交流並びに将来内視鏡技師を志すものの育成に寄与し、会員の資質の向上を目指すことを目的とする。
- 第3条（事 業） 本会は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
1. 総会の開催
  2. 消化器内視鏡技師研修会等の運営
  3. 教育講座の開設と補習教育の実施
  4. 九州支部会及び各関連機関との連絡を密にし、情報の交換を円滑にする。
  5. 事業の企画運営、調査研究
  6. 会報の刊行
  7. その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第4条（会 員） 本会は学会認定の内視鏡技師で、定められた会費を納める者で組織する。
- 第5条（役 員） 本会は次の役員をおく。
- |       |       |
|-------|-------|
| 会 長   | 1名    |
| 副 会 長 | 3名    |
| 書 記   | 2名    |
| 会 計   | 2名    |
| 幹 事   | 10名程度 |
| 会計監査  | 1～2名  |
| 監 事   | 1名    |
- 第6条（選出方法） 役員は会員のなかから選出され総会で承認する。
- 第7条（役員任期） 役員は任期はそれぞれ2年とするが再任を妨げない。
- 第8条（役員職務） 本会の役員は次の職務を行なう。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する
  3. 各役員は本会則に定める会務を処理するとともに、その事業の執行を図る
- 第9条（顧 問） 本会は消化器内視鏡認定医に顧問を委嘱する。
- 第10条（役員会） 役員会では下記の事項を討議する。
1. 事業報告
  2. 決算報告
  3. 事業計画の決定
  4. 予算案
  5. 本会則を施行するに必要な諸規則の制定
  6. その他

第11条（会則の変更） 本会則の変更は総会の承認を得なければならない。

第12条（事務局） 本会の事務局は、技師会会長の下記施設内におく。

〒879-5593

大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1

大分大学医学部附属病院

内視鏡診療部

大分県消化器内視鏡技師会

TEL 097-549-4411

FAX 097-586-6194

（細 則）

総会に関する細則

総会は年1回開催する。

研修会に関する細則

1. 消化器内視鏡技師研修会は、内視鏡学会、内視鏡学会長並びに顧問の指導のもとに、世話人及び役員が運営する。
2. 世話人及び役員は会長と連絡を密にして、研究会の運営を円滑にする。
3. 将来内視鏡技師を志すもの、及び会員以外の者でも研究会に参加することができる。
4. 会員間の疎通をはかると共に、研究発表会、並びに必要とされる講習会等を開催する。

役員に関する細則

役員に欠員が生じた場合役員会で再選出する。その場合の任期は前任者の残存期間とする。

会費に関する細則

1. 大分県内視鏡技師会費として、年会費1,000円を徴収する。
2. 年会費は、口座振替又は総会時徴収する。

（補 足）

1. 住所、氏名、勤務先等変更時は、大分県消化器内視鏡技師会事務局まで文書（葉書）にて連絡を行なう。
2. 新認定内視鏡技師及び他県よりの転入技師に関しては、近隣施設の技師もしくは業者よりの情報にて対応する。

（付 則）

1. 本会則は、平成19年4月21日より実施する。
2. 本会の年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。